

平成 31 年 4 月 12 日

海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金等の支給の適正化について

海外において被保険者または被扶養者が療養等を受けた場合の海外療養費、および出産育児一時金または家族出産育児一時金の支給にあたり、平成 31 年 4 月 1 日付にて厚生労働省保険局保健課より通知（保保発 0 4 0 1 第 3 号）が出され、審査の厳格化の必要性、支給の適正化に向けた対策が示されました。

当健康保険組合では、これまでも海外療養費の支給に際しては、適正化に努めてまいりましたが、この通知を受け、海外出産に係る出産育児一時金についても、当該海外出産をした国または地域に実際に渡航していた事実を確認する書類（パスポートの写し等）、海外の医療機関等に対して、海外出産の事実・内容を照会することに関する当該海外出産をした者の同意書の提出をいただくなどの取り扱いを実施いたします。

また、今後は支給申請や審査過程において不正請求の疑いがあると判断した場合においても、警察と相談・連携をし、厳正な対応を行ってまいります。

被保険者およびご家族の皆さまには、保険請求の適正化に向け、趣旨ご理解のうえ、ご協力いただけますようお願い申し上げます。